

2019年度 大阪市立大学
女性研究者研究支援員制度に関する募集要項

女性研究者支援室

1. 研究支援員制度に関する募集の手続きについて

(1) 研究支援依頼者

【申請資格】

妊娠・出産・育児（小学3年生までの児童）または介護に携わる女性研究者、または配偶者が研究者である男性研究者（以下、依頼者）で支援員を希望する者。

※やむを得ない理由により、研究支援員の配置を希望する研究者で、女性研究者支援室運営会議にて承認を得た方も支援対象です。

研究者の定義は、原則、以下のように定めています。

- ・ 本学に雇用される専任教員
- ・ 本学による社会保険料負担があり、研究に従事している特任教員（病院講師含む）
- ・ 本学で受け入れを許可された学術研究員（DC 除く）

【申請方法】

女性研究者支援室ホームページからメールフォームによる登録、もしくは「研究支援員制度登録申請書（依頼者）」を提出します。

【申請期間】

女性研究者支援室の事業にあたる予算がなくなり次第、終了します。また、各年度の半期ごとに見直しを行います。

(2) 研究支援員登録者

【募集・登録】

研究支援員の募集は女性研究者支援室（以下、支援室）が行います。支援室ホームページからメールフォームによる登録、もしくは「研究支援員制度登録申請書（支援員）」の提出をもって登録とします。

【登録期間】

随時、登録可能。登録後、研究支援員として稼働し、翌年度も引き続き登録を希望する者は、再度登録書を提出してください。研究支援員登録後、まだ稼働していない場合は、翌年度も自動的に登録内容が継続されます。登録期間中に登録内容を変更・取り消しを希望

する場合は女性研究者支援室に申し出てください。

(3) 研究支援員に関する情報提供

女性研究者支援室は、依頼者に対して、条件に該当する研究支援員候補者の情報を提供し、研究支援員の登録情報を提供したことを研究支援員候補者に報告します。

(4) 審査・選考

- a. 依頼者からの提出書類や、依頼者と支援室のコーディネーターが行う面談に基づき、支援室において支援の必要性について審査します。
- b. さらに、依頼者と支援室のコーディネーターが研究支援員候補者との面接による審査を実施し、研究支援員としての適性を判断した上で、支援室において選考・採用の可否を決定します。

(5) 雇用条件・給与

研究支援員の雇用手続きは支援室で行います。就業に関しては、本学「短時間勤務教職員就業規則」に依ります。給与は、「短時間勤務教職員給与規程」に依り、時給単価を決定します。通勤手当についても、本学規程に依ります。

(6) 支援員配置・報告

研究支援員の勤務場所の確保や作業に必要な施設・備品の手配、他研究者との調整、勤務表や業務管理は、依頼者が行います。研究支援員は、依頼者の監督・指示のもと、研究補助業務を行い、「研究支援員業務従事日誌」(別紙様式 1) を記録します。利用後、半期ごとに依頼者は「研究支援員制度利用実績報告書(依頼者)」(別紙様式 2)、研究支援員は「研究支援員活動報告書(支援員)」(別紙様式 3) を支援室に提出します。

(7) 支援員配置制度の管理・運営

支援室は、研究支援員配置を行うにあたり、大阪市個人情報保護条例(平成 7 年大阪市条例第 11 号)の趣旨を踏まえ、「公立大学法人大阪市立大学における個人情報の取扱い及び管理に関する規程」を順守し、個人情報を取り扱います。

2. その他

上記の定めのないものについては、依頼者と支援室で協議します。